

○一関市起業支援推進会議設置要綱

令和 6 年 6 月 3 日告示第 264 号

令和 7 年 5 月 30 日告示第 224 号の 2

最終改正 令和 8 年 3 月 30 日告示第 135 号抄

(設置)

第 1 働く場を増やし、稼ぐ力を高め、地域経済の活性化に向けた取組を推進するため、一関市起業支援推進会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) エコシステムの構築に関すること。
- (2) 起業環境の整備に関すること。
- (3) 起業家の育成と支援に関すること。
- (4) 地域経済の活性化に関すること。
- (5) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 会議は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 一関商工会議所の職員
- (2) 金融機関等に勤務する者
- (3) 市内で起業した者
- (4) 一関工業高等専門学校に勤務する者
- (5) 市の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 5 会議は、座長が招集し、主宰する。

- 2 座長は、第 3 第 5 号に規定する委員の中から市長が選任する。
- 3 座長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 委員がやむを得ない理由により出席できない場合は、欠席する委員が指名する者をも

って充てることができる。

(庶務)

第6 会議の庶務は、商工観光部産業企画課において処理する。

(補則)

第7 この告示に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議において協議し、定める。